

様

特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
サービス契約書

(別紙 料金表)



特定施設入居者生活介護契約書
介護予防特定施設入居者生活介護契約書

入居者 様（以下「甲」といいます。）と株式会社ツクイ（以下「乙」といいます。）は、特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護（以下特定施設等）という。の利用に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的及び入居契約書との関係）

本契約は、当該施設の入居者が、要支援または要介護の認定を受け、特定施設等のサービスを利用する場合に締結します。従って、ツクイ・のあおやまへの入居を前提とし、入居期間の満了その他の事由により入居契約書が終了または無効となった場合は失効します。また、要介護認定を受けている場合は、入居契約書のみでのサービスの利用はできません。

第2条（サービスの目的及び内容）

- 1 乙は、介護保険法等の関係法令（以下、「法令」といいます。）及び本契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話または支援、機能訓練、療養上の世話等のサービスを提供します。
- 2 本契約に基づき提供されるサービスの内容は、重要事項説明書に添付する「介護サービス等の一覧表」に定める通りとします。

第3条（契約内容の変更）

利用料等の契約内容を変更する場合には、変更内容を記載した契約変更合意書を取り交わします。

第4条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、 年 月 日から、甲の要支援認定または要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、上記契約期間満了日前に甲の要支援認定または要介護認定が更新され、状態区分の変更や取消等の手続き等により、要支援認定または要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定または要介護認定有効期間満了までとします。
- 2 甲が上記契約満了日までに契約更新を行わない旨の意思表示をしない場合、この自動更新による契約有効期間は、更新後の要介護認定有効期間の満了日までとし、以後も同様に自動更新します。

第5条（介護保険給付対象サービス）

- 1 「介護保険給付対象サービス」とは、（介護予防）特定施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、乙が、甲に対して提供するサービスをいいます。

- 2 前項のサービスにおいては、甲に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話または支援、並びに機能訓練及び療養上の世話を行います。

第6条（施設サービス計画の作成・変更）

- 1 乙は、法令等に基づき、入居者ごとに施設サービス計画の原案または変更案を作成します。
- 2 前項の原案または変更案は甲またはその家族に内容を説明しその同意を得、交付します。

第7条（介護保険給付対象外サービス）

「介護保険給付対象外サービス」とは、本契約第5条の特定施設等の介護保険給付対象サービスとは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、サービス基準及びその解釈通知に定める、個別的な選択による個別介護サービスをいいます。

第8条（介護等の場所）

- 1 乙は、甲に対して本契約に基づく特定施設等サービス（以下「介護等」という。）を原則として施設内における甲の居室において提供します。
- 2 乙は、甲に対し、より適切な介護等のため必要と判断する場合に、提供の場所を施設内において変更することがあります。その手続き等については入居契約書に規定します。

第9条（地域との連携等）

乙は、事業運営に当たり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また、地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

第10条（要支援認定または要介護認定に伴う確認）

乙は、甲の要支援認定または要介護認定が確定・更新・変更された場合、次の各号に定める事項を含めた内容の確認を行います。

- 一 要支援認定または要介護認定の内容及びその認定日、有効期間
- 二 認定審査会の意見
- 三 市区町村により確定されたその他の重要な事項

第11条（入院期間中の取扱）

甲が、医療機関に入院した場合であっても、直ちに入居契約や本契約を解除して退去を求めることがありません。

ただし、甲は、不在期間中についても介護保険利用料と食費を除く月額利用料を支払うものとします。

第12条（身体拘束等の禁止）

- 1 乙は、サービス提供にあたり身体拘束その他甲の行動を制限する行為を

- 行いません。ただし、甲または他の入居者等の生命または身体を保護するため、やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項のただし書きに従って身体拘束等の行為を行った場合には、その日時、態様、緊急やむを得なかつた理由等を記録するとともに、速やかに身元引受人等に説明し、その承諾をもらうこととします。

第13条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとします。

第14条（サービス提供の記録）

- 1 乙はサービスを提供したときには、介護記録等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。
- 2 乙は一定期間ごとに施設等サービス計画の目標達成状況等を記録します。
- 3 乙は前2項の書面等をその完結した日から5年間はこれを適正に保存し、甲の閲覧の求めに応じ、甲の再交付の求めがあった場合は甲の実費負担によりその写しを交付します。

第15条（利用料、その他の費用）

- 1 甲は、別紙「料金表」の記載に従い、サービスに対する利用料等を乙に支払うものとします。ただし、本契約第5条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額及び各種加算給付については法令に基づいており、契約期間中の法令の改正により利用料の改定が必要となった場合には、改定後の利用料を適用するものとします。この場合には、乙は法令改正後、速やかに甲に対して改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、契約変更合意書により利用料の変更について確認するものとします。
- 2 前項に際して、本契約第5条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する利用料については法定代理受領サービスとし、その負担金については、負担割合証に準ずるものとします。ただし、公費、減免または給付制限等がある場合については、その限りではありません。
- 3 本契約第7条に定める「介護保険給付対象外サービス」に関する費用等、その他の費用の額については、別紙「料金表」のとおりとします。
- 4 乙は、当月の利用料等を、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。請求書は利用明細を添えて、利用月の翌月20日頃に甲あてにお届けします。

- 5 利用料等のお支払方法は、甲の指定金融機関の口座より「引き落とし」にてお支払いいただきます。振替日はご利用月の翌月26日（土日祝日の場合は翌営業日）といたします。
- 6 お支払いを確認しましたら領収証を発行します。

第16条（甲の解約・解除）

- 1 甲は、乙に対して30日以上の予告期間をもって届け出ることにより本契約を解約することができます。
- 2 甲は、乙が定められたサービスを提供しなかった場合、その他本契約に違反した場合には、直ちに本契約を解除することができます。

第17条（乙からの解約・解除）

- 1 乙は、甲の疾患等に基づく行動が、他の入居者または従業員の生命・身体に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが著しく困難であると考えられる場合には、甲に対して90日の予告期間において、その理由を記載した文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 2 前項の場合、乙は次の手続きを行います。
 - 一 一定の観察期間をおくこと
 - 二 医師の意見を聞くこと
 - 三 前号の通告に先立ち、甲本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聞くこと
- 3 乙は、本契約に基づくサービス等の利用料、その他の費用の支払いにつき、甲が2か月分以上滞納、または、しばしば遅延する場合など、本契約における乙と甲の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、90日の予告期間において書面で通知することにより、本契約を解除することができます。この場合、甲本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聞く機会を設けます。
- 4 乙は、甲、身元引受人、またはその家族等が次の各号のいずれかに該当した場合、1週間以上の猶予をもって改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として甲に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると乙が認めるときは、その理由を記載した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - 一 甲、身元引受人、またはその家族等が乙やその従業員もしくは他の利用者その他関係者に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為が認められたとき
 - 二 甲、身元引受人、またはその家族等が乙やその従業員、もしくは他の利用者その他関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、かつ乙が通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止できないと判断したとき
 - 三 甲、身元引受人、またはその家族等が、甲の施設利用に関する乙の

助言や相談の申し入れ等を正当な理由もなく拒否し、或いは全く対応しない等、乙の施設運営を著しく阻害する行為が認められたとき

第18条 (契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、本契約は終了するものとします。

- 一 甲が死亡した場合
- 二 入居契約が終了した場合
- 三 乙が介護保険法令等に基づく特定施設等の指定を取り消された場合
または指定更新を行わなかった場合
- 四 甲が特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- 五 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立に認定変更された場合
(自立者用のサービスを継続することは可能です。)
- 六 第16条または第17条に基づき本契約が解除または解約された場合

第19条 (事故発生時の対応)

緊急／災害マニュアルに基づいて、応急措置、協力医療機関への搬入もしくは救急車による他の医療機関への搬入を行うと共に、施設長または相談員等が甲の身元引受人等へ連絡いたします。これらの措置は原則として協力医の判断で行います。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。

第20条 (損害賠償)

- 1 介護サービス等の提供に当たり、乙の故意または重大な過失により、甲の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は甲に対しその損害を賠償します。ただし、天災、事変、暴動その他不可抗力による損害、及び乙の責によらない火災、盗難、外出中及び居室内の事故等による損害については、乙は賠償の責任を負いません。また、甲に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずことがあります。
- 2 前項の義務履行を確保するため、乙は賠償責任保険に加入します。
- 3 甲の故意または過失により、乙または他の入居者や第三者に損害が発生した場合には、乙は甲に対して損害賠償請求することができます。

第21条 (秘密保持)

- 1 乙及びその従業員は、業務上知り得た甲及び家族に関する秘密並びに、個人情報について、甲もしくは、第三者の生命、身体等の危険防止、または官公庁等からの適法な要請があるなど、正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 乙は、その従業員が退職した後、在職中に知り得た甲もしくはその家族の個人情報などを漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- 3 乙は、文書により甲または甲の身元引受人等の同意を得た場合には、(保全措置の為の金融機関等への手続き、) 居宅介護支援事業者や主治医等と

の連絡調整、会議、その他必要な範囲内で同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第22条 (苦情対応)

- 1 甲は、提供されたサービスに苦情がある場合には、乙、市区町村、都道府県もしくは国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 乙は、苦情対応の窓口を設置し、窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 乙は、甲が苦情申し立てなどを行ったことを理由として、何らかの不利益な取扱をすることはありません。

第23条 (従業員の研修)

乙は、従業員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備致します。

- 一 採用時研修
- 二 繼続研修
- 三 管理者研修

第24条 (契約外事項等)

- 1 本契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、甲と乙の協議により定めます。
- 2 本契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、甲がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要となることを承認します。
- 3 サービス利用時の事故やトラブルを避けるため、次の事項は禁止するものとします。
 - 一 甲またはその家族による乙または乙の従業員への贈答や食事等便益の提供
 - 二 宗教活動や営利を目的とした勧誘行為
 - 三 酗酔した状態での利用

この契約（連帯保証人に関する保証契約を含む）の成立を証するため、甲、身元引受人及び連帯保証人は署名、乙は、記名・押印の上、それぞれ一部ずつ保有することといたします。

20 年 月 日

(甲：入居者)

住所 _____

氏名 _____

(署名代行者、立会人、または代理人)

[該当する役割いづれかにチェックを記入してください。]

署名代行者 私は、甲が契約の内容を理解し、契約を締結する意思があることを確認し、身体の障がい、または高齢により筆記困難な甲に代わって上記署名を行いました。

立会人*1 私は、契約締結の場に立会い、甲が契約の内容を理解し、契約を締結する意思があることを確認しました。

*1 利用者ご本人だけでは契約締結に不安がある場合に使用。

代理人*2 私は、甲の〔成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人（該当するものいづれかに○をしてください。）〕として、甲に代わって、本契約を締結します。

*2 登記事項証明書など代理権を証明する文書の添付が必要。

住所 _____

氏名 _____

本人との関係

(乙：事業者)

所在地 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号

事業者名 株式会社ツクイ

代表者名 代表取締役 高畠 肇 印

別紙 料金表（介護予防）特定施設入居者生活介護

ツクイ・ののあおやま

地域区分単価 10.90

2023年10月1日改定

※記載している負担額は目安になります。実際の負担額は加算種別、日数等により変更となります。

【基本部分】

(介護予防) 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

介護度	単位数	利用料 (円)	ご利用者負担金(円)		
			1割	2割	3割※
要支援1	182	1,983	199	397	595
要支援2	311	3,389	339	678	1,017
要介護1	538	5,864	587	1,173	1,760
要介護2	604	6,583	659	1,317	1,975
要介護3	674	7,346	735	1,470	2,204
要介護4	738	8,044	805	1,609	2,414
要介護5	807	8,796	880	1,760	2,639

【加算・減算部分】

算定

入居継続支援加算（I）※介護予防は対象外	(1日)	+	36単位	-	
入居継続支援加算（II）※介護予防は対象外	(1日)	+	22単位	-	
生活機能向上連携加算（I）※3月に1回を限度	(1月)	+	100単位	-	
生活機能向上連携加算（II）	(1月)	+	200単位	-	
※個別機能訓練加算を算定している場合	(1月)	+	100単位	-	
個別機能訓練加算（I）	(1日)	+	12単位	○	
個別機能訓練加算（II）	(1月)	+	20単位	○	
ADL維持等加算（I）※介護予防は対象外	(1月)	+	30単位	-	
ADL維持等加算（II）※介護予防は対象外	(1月)	+	60単位	-	
夜間看護体制加算※介護予防は対象外	(1日)	+	10単位	○	
若年性認知症入居者受入加算	(1日)	+	120単位	○	
医療機関連携加算	(1月)	+	80単位	○	
口腔衛生管理体制加算	(1月)	+	30単位	○	
口腔・栄養スクリーニング加算 ※6月に1回を限度	(1回)	+	20単位	-	
科学的介護推進体制加算	(1月)	+	40単位	○	
退院・退所時連携加算※介護予防は対象外	(1日)	+	30単位	○	
看取り介護加算（I）	死亡日以前31日以上45日以下	(1日)	+	72単位	○
	死亡日以前4日以上30日以下	(1日)	+	144単位	○
※介護予防は対象外	死亡日以前2日又は3日	(1日)	+	680単位	○
	死亡日	(1日)	+	1280単位	○

看取り介護加算（II） ※介護予防は対象外	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	(1 日)	+	572 単位	-
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	(1 日)	+	644 単位	-
	死亡日以前 2 日又は 3 日	(1 日)	+	1180 単位	-
	死亡日	(1 日)	+	1780 単位	-
認知症専門ケア加算	(I)	(1 日)	+	3 単位	-
	(II)	(1 日)	+	4 単位	-
サービス提供体制強化加算	(I)	(1 日)	+	22 単位	-
	(II)	(1 日)	+	18 単位	-
	(III)	(1 日)	+	6 単位	-
介護職員処遇改善加算（I）	単位数の総合計（1ヶ月）（特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を除く）に 8.2% 加算				
介護職員等特定処遇改善加算（I）	単位数の総合計（1ヶ月）（特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を除く）に 1.8% 加算				
介護職員等特定処遇改善加算（II）	単位数の総合計（1ヶ月）（特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を除く）に 1.2% を加算				
介護職員等ベースアップ等支援加算	単位数の総合計（1ヶ月）（特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を除く）に 1.5% を加算				
身体拘束廃止未実施減算	要支援 1	(1 日)	-18 単位		-
	要支援 2	(1 日)	-31 単位		-
	要介護 1	(1 日)	-54 単位		-
	要介護 2	(1 日)	-60 単位		-
	要介護 3	(1 日)	-67 単位		-
	要介護 4	(1 日)	-74 単位		-
	要介護 5	(1 日)	-81 単位		-

【介護保険サービス以外の費用】

内容		料金（円）		うち消費税	
おむつ代		実費		非課税	
給付対象外 サービス（注）	個別的な外出介助	30 分	2,200 円	200	円
	個別的な買い物等代行	30 分	2,200 円	200	円
	標準回数を超える入浴 介助	一般浴	1,650 円	150	円
		特浴（職員 2 人まで）	2,200 円	200	
日常生活に要する費用	個人用の日用品等	実費		課税対象	
その他	クラブ活動等に係る費用等	実費		課税対象	

（注）1人の職員で対応する場合の料金です。複数の職員での対応が必要な場合は、対応人数に応じた請求となります。特浴については、職員 2 人までの対応となります。

【上乗せ介護費用】

介護保険上で定められた人員配置基準（2.5：1）を上回る職員体制をとっており、基準を上回る人員体制にかかる費用です。

内容	料金（円）	うち消費税
上乗せ介護費用	93,500 円	8,500 円